

平成25年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成26年1月20日(月) 午後1時30分

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成26年1月20日(月) 午後1時30分

出席委員 19名

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 3. 石田紀與 | 4. 早川勝義 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 |
| 9. 成瀬恒雄 | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 川崎良一 | 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳 | 16. 星野國雄 |
| 17. 加藤頌茲 | 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦 | |

欠席委員 なし

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀・澤田政輝

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今より平成25年度第9回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。

委員の皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。1月に入りましても引き続き寒さも厳しい折ですが、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、平成25年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は19名での予定ですが、8番 浅野佳伸 委員が少し本日遅れるとの連絡を受けております。定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は2番 大橋浩 委員と12番 石黒鉦俊 委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

【議案第21号】

- ・農地法第3条による許可申請 … 1件

【議案第22号】

- ・農地法第5条による許可申請 … 2件
以上、2議案について審議したいと思います。

まず、【議案第21号】農地法第3条による許可申請についてに入ります。
この案件につきましては、11番 日下部委員さんは、利害関係人となりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により離席をお願いします。

《日下部委員 離席》

会 長 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長

農地法第3条について説明します。

番号11番。場所は、●●●●●●●●●● 面積195㎡、清洲上中畦
面積135㎡ 面積135㎡、いずれも登記現況とも畑です。譲渡人は●●
●●●様及び●●●●●様、譲受人は●●●●●様とした所有権移転の設定
となっています。

譲渡人の●●●●●様は千葉市美浜区にお住まいのため、目が行き届かなか
く、耕作の継続ができない状況、また、●●●●●様は高齢により耕作の継
続ができない状況であるため、該当地の隣地に在住されている譲受人の●●
●●●様であれば、耕作の拡大が可能であるため、合意の上で所有権移転に
より農地を譲り受けるものです。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。

この案件の地元の隣接地区の 三宅委員さんはいかがでしょうか・・

三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろ
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。この案件について原案のとおり当農業委員会として
許可することといたします。

では、ここで、日下部委員の入室を許可します。

《日下部委員入室》

会 長 ただいま、日下部委員が入室されましたので、先ほど審議しました議案第2
1号農地法第3条許可については、原案どおり許可したことをご報告します。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。委員のみ
なさんで何かありませんか。
この案件の地元は、加藤頌茲委員と私ですが・・・

加藤委員 番号126番につきましては、今回と同様な運送業が近隣地にもございます
が、地元としましても転用自体は別段問題ありません。

会 長 ありがとうございます。
番号132番につきましては、3年程前から耕作がされておらず、荒地の状
態でありましたが、今回の転用によって耕作放棄地の解消になれば、私として
は別段問題はありません。
他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろし
いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。この案件について原案のとおり当農業委員会として
許可することといたします。

続いて、【報告第27号】農地法第5条による許可の一部取消に移ります。
この件につきましては事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長
【報告第27号】農地法第5条による許可の一部取消しについて説明します。
この報告は、平成22年4月22日22尾農第●●●●●●号にて愛知県許
可された転用です。
当初、転用関係者で該当者に対して事業計画の遂行を求め、また愛知県では
未完了による理由報告を求めてきましたが、今回土地所有者の意向変更により
土地賃貸借が困難となりました。よって今回、転用が許可されていたうちの●
●●●●●●を許可の一部取消しとして県に申請し承認されましたので報告
をいたします。
今後、編入での農業振興地域変更申出する予定です。
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、委員のみなさんで何かご意見はありませんか。
この案件の地元は、小崎崇徳委員ですが・・・

小崎委員 この件については、土地所有者の家庭の都合ということで伺っており、やむ
をえないのではないかと考えています。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。この案件について当農業委員会として承認することといたします。

会 長 【報告第28号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。
番号25番、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●及び●●●● いずれも登記田、現況雑種地、合計面積203.46㎡、転用目的は露天駐車場で始末書有りです。

渡辺委員 問題ありません。

会 長 番号26番、●●●●●●●●●●●●●●●● 登記畑 現況雑種地、面積181㎡ 転用目的は共同住宅で始末書ありです。

大橋委員 問題ありません。

会 長 番号27番、●●●●●●●●●● 登記現況とも田、面積488㎡ 転用目的は共同住宅です。

早川委員 この田には、用水の取り出し口がありますが、施工方法上はだいじょうぶでしょうか。

事務局 もういちど確認して、早急に施工業者と調整いたします。

会 長 番号28番、●●●●●●●●●● 登記現況とも田、面積287㎡ 転用目的は賃貸住宅です。

早川委員 こちらは、問題ありません。

会 長 ありがとうございます。
続いて、【報告第29号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出に入ります。
番号116番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積183㎡、使用貸借権設定による一般個人住宅への転用ですが、問題ありません。

番号117番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●及び●●●●●●、登記現況とも畑、合計面積478㎡、所有権移転による分譲住宅への転用です。

石黒委員 問題ありません。

番号118番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記田、

現況とも田、合計面積421.41㎡、所有権移転による住居兼事務所への転用です。

三宅委員 問題ありません。

番号119番 ●●●●●●●●●●、登記田現況とも畑、面積408㎡、賃貸借権設定による店舗兼駐車場への転用です。

日下部委員 問題ありません。

番号120番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況畑、面積337㎡、使用貸借権設定による共同住宅への転用ですが、問題ありません。

番号121番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況雑種地、面積261㎡、賃貸借権設定による露天駐車場への転用で始末書ありです。

浅野委員 問題ありません。

会長 番号122番 ●●●●●●●●●●及び●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、合計面積396㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

三宅委員 問題ありません。

番号123番 ●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積421㎡、所有権移転による分譲住宅への転用です。

石黒委員 問題ありません。

会長 番号124番 ●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積235㎡、所有権移転による露天駐車場への転用です。

石黒委員 これも、問題ありません。

会長 番号125番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況畑、面積164㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

浅野委員 問題ありません。

会長 ありがとうございます。
続いて、【報告第30号】農地法第18条第6項の規定による通知書についてに移ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。
番号4番、●●●●●●●●●●、登記現況ともに畑。
また、番号5番、●●●●●●●●●●及び●●●●●●●●●●、登記現況ともに田、いずれも合意解約ですが。

成瀬委員 問題ありません。

ありがとうございました。

これで本日予定されておりました議案は終了いたしました。この際何か質問等ありませんか。

ないようですので、(3)その他について移ります。事務局より何かありますか。

事務局 まず1点、今月末実施の農地パトロールについて説明いたします。

前回もお話いたしました農地パトロールですが、来週の1月30日(木)に開催いたします。春日地区につきましては午前9時30分から、新川・清洲地区につきましては午後1時30分からになります。集合場所等詳細については机上において配布しました書類のとおりとなりますので、よろしくお願い致します。

もう1点、現在平成26年度予算編成の最中ではございますが、今の事務局の現状考え方を、少しご報告します。ご存知のとおり、昨年暮れぐらいから、国の方針として生産調整について5年を目処に廃止が打ち出されました。清須市としましても、生産調整に協力された方に対して、現在1㎡当たり35円を補助金として支出していますが、国の方針に準拠すべきであろうと、5年程をかけた見直しを進めてまいります。現段階では、少しずつ減額を行いまして、最終的に国の判断をみながら補助金額を変更する予定でいます。まだ、議会の開会前で確定事項ではありませんが、詳細につきましては、3月の農業委員会の際には、皆様方に書面にて説明できるように準備を進めてまいります。ご理解ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

その他につきましては以上です。

会長 他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成26年2月20日、木曜日、午後2時から、場所は春日公民館 2階大会議室にて開催します。いつもとは、場所が異なりますのでお間違えのないようよろしくお願い致します。

以上で、平成25年度第10回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時—

会 長 _____

2 番委員 _____

1 2 番委員 _____